

V 食育サポートセンター運営委員会

1. 西九州大学食育サポートセンター運営委員会規程

(設 置)

第1条 食と福祉の分野が融合した食育に関する教育・研究を推進するとともに、食育支援による地域貢献を総合的、効果的に推進するため、西九州大学食育サポートセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 食育サポートセンターの運営に関する事項
- (2) 食育に関する教育・研究の総合的企画・調整、推進、評価に関する事項
- (3) 食育支援に関する相談窓口、指導者研修、情報収集・発信に関する事項
- (4) その他食育支援のために必要な事項

(構 成)

第3条 委員会は、次の各号に定める者を以って構成する。

- (1) 健康栄養学部長
- (2) 健康栄養学科から選出された専任教員2人とする。
- (3) 健康栄養学科以外の学科から選出された専任教員各1人とする。

(委員の任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 指定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、健康栄養学部長とし、委員会の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代行する。

(会議の開催及び議決)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったときに、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(部会等)

第7条 学生や地域諸団体との連携を密にし、委員会活動を円滑にするため、第3条に定める委員以外の者を加えた部会等を置くことができる。

2 前項の部会等の名称、構成及び運営等については、委員会の議決を経て委員長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、食育サポートセンターが処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成 18 年 5 月 18 日）

- 1 この規定は、平成 18 年 5 月 18 日から施行する。
- 2 この規定施行後、最初に選出される第 3 条第 2 号に規定する委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 18 年 10 月 12 日）

この規定は、平成 18 年 10 月 12 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 21 日）

- 1 この規定は平成 19 年 6 月 21 日から施行する。
- 2 リハビリテーション学部から選出された委員については、平成 22 年 3 月 31 日までの間、この規程による改正後の第 3 条第 3 号に規定する「専任教員 3 名程度」とあるのは「専任教員 3 名以内程度」と読み替えるものとする。
- 3 リハビリテーション学部から最初に選任された第 3 条第 3 号の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 21 年 2 月 26 日）

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 6 月 21 日付け、附則 2 は平成 21 年 3 月 31 日付けで廃止する。

附 則（平成 26 年 2 月 13 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 19 日）

この規定は、平成 27 年 10 月 19 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 30 年 6 月 7 日）

この規定は、平成 30 年 6 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

2. 食育サポートセンター運営委員会委員名簿

職名	氏名	任期	備考
学部長	石松 秀	H31.4.1~R2.3.31	委員長、健康栄養学科
准教授	福山 隆志	〃	健康栄養学科
〃	木場 千春	〃	社会福祉学科
〃	利光 恵	〃	心理カウンセリング学科
講師	船元 智子	〃	健康栄養学科
〃	山口 裕嗣	〃	スポーツ健康福祉学科
〃	中村 理美	〃	子ども学科
〃	古川 久美子	〃	看護学科
助教	満丸 望	〃	リハビリテーション学科
非常勤職員	綾部 貴美枝	〃	

3. 運営委員会議事録

回	開催日	審議事項
第1回	令和元年6月26日（水） (出席者数6名)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和元年度食育サポートセンター運営委員会について 2. 平成30年度の活動報告について 3. 令和元年度の年間計画について 4. 令和元年度予算について 5. その他

4. 食育サポートセンター運営委員会作業部会名簿

職名	氏名
学 部 長	石 松 秀
学 科 長	江 口 昭 彦
教 授	林 眞知子
〃	安 田 みどり
〃	堀 田 徳 子
准 教 授	福 山 隆 志
講 師	船 元 智 子
〃	今 井 里 佳
助 手	江 原 徳 美
〃	待 鳥 順 子
非 常 勤 職 員	綾 部 貴美枝

5. 作業部会議事録

回	開催日	審議事項
第1回	平成 31 年 4 月 17 日 (水) (出席者 10 名)	1. 2019 年度食育サポートセンター運営委員会 作業部会委員について 2. 2018 年度の活動報告 3. 2019 年度の年間計画 4. その他
第2回	令和元年 10 月 2 日 (水) (出席者 11 名)	1. 令和元年度前期活動報告 2. 令和元年度後期活動予定 令和元年度食育推進交流会について 3. その他
第3回	令和元年 10 月 30 日 (水) (出席者 11 名)	1. 令和元年度食育推進交流会について 2. その他
第4回	令和 2 年 1 月 8 日 (水) (出席者 11 名)	1. 令和元年度食育推進交流会について 2. その他
第5回	令和 2 年 2 月 27 日 (木) (出席者 10 名)	1. 令和元年度活動報告 2. 令和 2 年度活動予定 (案) 3. その他

VI 食育サポート事業協議会

1. 食育サポート事業協議会設置要項

(設置)

第 1 西九州大学、佐賀県及び佐賀県教育委員会における食育についての連携・協力協定書（以下「協定書」という。）第 3 条の規定に基づき、食育サポート事業協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 西九州大学

- ア 健康栄養学部長（食育サポートセンター長）
- イ 事務局長
- ウ 健康栄養学科から選出された専任教員 3 名
- エ 健康栄養学科以外の学科から選出された専任教員各 1 名
- オ 学生代表 若干名
- カ 西九州大学学長が推薦する者 若干名

(2) 佐賀県及び佐賀県教育委員会

- ア 佐賀県県民環境部くらしの安全安心課長
- イ 佐賀県健康福祉部健康増進課長
- ウ 佐賀県健康福祉部こども未来課長
- エ 佐賀県農林水産部農政企画課長
- オ 佐賀県教育委員会事務局保健体育課長
- カ 佐賀県知事又は佐賀県教育長が推薦する者 若干名

(協議事項)

第 3 協定書第 2 条に掲げる連携・協力事項を協議する。

(会議)

第 4 協議会は、連携・協力を円滑に進めるため、毎年定期的に開催する。ただし、必要があると認めるときは、臨時に開催する。

- 2 協議会に会長を置き、健康栄養学部長（食育サポートセンター長）をもって充てる。
- 3 会長が事故あるときは、予め会長が指名した委員が会長の職務を代行する。

(委員以外の主席)

第 5 協議会が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第 6 協議会の事務は、西九州大学において処理する。

(補足)

第 7 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要項は、平成 18 年 10 月 27 日から実施する。

附則

この要項は、平成 21 年 7 月 27 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 25 年 7 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 26 年 7 月 9 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 28 年 7 月 27 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要項は、平成 28 年 7 月 27 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

2. 事業協議会議事録

	開催日	審議事項
第 1 回	令和元年 7 月 17 日（水） 出席者：県 7 名 大学 9 名	1. 平成 30 年度取組の実績報告について (県・大学) ①県の報告 ②食育サポートセンターの報告 2. 令和元年度取組の計画について (県・大学) ①県の取組計画について ②県関係各課の取組について ③食育サポートセンターの取組計画 について ④食まなび塾の開催について ⑤令和元年度食育推進交流会の 開催について 3. その他

食育サポートセンター活動報告書

2020年3月発行

発行 西九州大学

〒842-8585

佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490-9

TEL 0952-52-4191

FAX 0952-52-4194

印刷 大同印刷株式会社